

## 平成30年度事業計画

我が国経済は、雇用・所得環境等の緩やかな回復基調が続き、大企業を中心に明るさが増すとともに、地域経済の担い手である中小企業の経営状況に一部で持ち直しが見られるものの、人手不足や素材・賃金の高騰などの多くの課題に直面している。

平成29年の新設住宅着工戸数は、3年ぶりの減少となった。貸家(0.2%増)及び分譲住宅(1.9%増)は増加したが、持家が減少(2.7%減)したため 96万4,641戸と前年に比べ0.3%の減少となった。また、木造住宅も54万戸と0.2%の減少となり、住宅着工は横ばい・足踏み状態となっている。

一方、平成14年度に19%まで落ち込んだ木材自給率は平成28年度には35%まで上昇した。しかしながら、従前から指摘されているとおり、少子高齢化・人口減少が急速に進展するとの見通しの中で、空き家問題も深刻化してきている。

平成29年6月に閣議決定された「日本未来戦略2017」の攻めの農林水産業の展開においては、「林業の成長産業化と森林の適切な管理を推進する」とあり、林業所得の向上のための林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理のため、意欲と能力のある持続的な林業経営者に、森林整備や管理を集積・集約化する方針が示されているとともに、そのような管理ができない森林の管理・経営は市町村等が行うこととする「森林経営管理条例案」が今国会で審議されており、施業集約化のための林地台帳の整備に合わせて資源状況等を正確に把握するとともに、木材需要の拡大のため、C L T等について、量産化によるコスト削減や中高層建築物等への利用の推進を行うことが必要となっている。

特に、格付け実績の低い J A S 構造材の非住宅分野への利用、新たな製品・技術の開発を支援する観点から、平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算において、新たな J A S 製品の普及拡大対策が実施されることになった。

以上のように、木材産業の再興を図ることが一層重要となっていることから、会員挙げて、住宅はもとより公共建築物、商工業施設など多様な分野における木材需要拡大の取組みの展開、品質の確かな木材の安定供給体制の構築に一層取り組んでいくことが求められている。

このため、協同組合事業を通じ、当会及び各都道府県木協連の基盤強化を図り、下記事業について組織を挙げて取り組むとともに中長期的な方向性についても検討するものとする。

## I 共同事業の推進

### 1. 製材品の共同取引事業

産地出荷者と首都圏荷受者を結ぶ本事業については、国産材製材品の安定価格、安定供給の観点、出荷・荷受双方のニーズと木材流通の実態を斟酌のうえ、緊密な情報交換を図りつつ、引き続き事業の推進に努める。

### 2. 国有林材受託販売事業(優良国産材展示即売会)

優良国産材の需要開拓と安定供給、協同組合事業の活性化等を目的に実施してきた本事業は、取扱量の減少や流通環境の変化などを踏まえつつ、より効果的な事業の推進に取り組む。

### 3. 優良国産材製材品展示会事業

優良国産材製材品の品質向上、流通促進を図り、もって国産材の振興に寄与することを目的に共同事業として実施してきた本事業は、関係県木協連及び実施市場との連携、協力を得て、引き続き実施する。

### 4. 優良小木工品の販売斡旋事業の推進

各都道府県木協連の支援・協力を得て、引き続き推進する。

### 5. カーリース等斡旋事業

組合員への低料金でのカーリース利用の提供を目的とした共同事業として、各都道府県木協連等の協力を得て事業を推進する。

## II 福利厚生事業の推進

本会の福利厚生事業は、全国でのスケールメリットを活かした「安い掛け金で高額の保障」をモットーに、傘下会員及びその従業者の福祉向上、また、企業体の予防的危機管理等に資するための各種事業を展開しているところである。本年度も都道府県木協連等と十分意思疎通を図りつつ、円滑な推進に努めることとする。

### 1 中型グループ保険制度

当会事業の中核である本制度については、引き続き都道府県木協連等の特段の協力体制のもと安定的加入数の達成に努めることとする。未加入の都道府県木協連等役員の加入勧奨を継続するほか、広く組合構成員事業所を対象とした加入促進活動の強化を図る。

## 2 総合保障制度等

総合保障プラン（無配当型）の普及拡充に引き続き努めるとともに、従来の大型保障制度、総合保障プランLタイプの運営、維持に努める。

また、現在広範囲化している利用者のニーズに応えられるよう、商品揃えについて検討する。

## 3 第三者PL賠償補償制度

従来の木材PL共済制度及び施設賠償共済制度を包括し、新たな補償を追加した商品である本制度の普及拡充に都道府県木協連等の協力を得て取り組む。

## 4 任意労災保障制度

本制度については、近年の労働災害に見られる企業責任追求の高まりへの対応、企業防衛のプランとしての普及を図ってきており、引き続き、その普及拡充に努める。

# III 補助事業等の効果的実施

組合員の振興発展に資する事業を効果的・着実に実施する。

## 1 林業施設整備等利子助成事業

- 森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通構造の改革等に取り組む林業者等が日本政策金融公庫等から資金を借り入れる場合の利子を助成する。
- 自然災害の被害等を受けた林業者が、日本政策金融公庫から資金を借り入れる場合の利子を助成する。
- 地域材利用促進緊急利子助成事業及び林業経営基盤整備緊急利子助成事業に係る利子について、引き続き助成する。

## 2 災害復旧関係資金利子助成事業（継続事業）

東日本大震災により被災した林業者等が、日本政策金融公庫の災害復旧・復興に必要な資金を借り入れる場合の利子について助成する。

## 3 震災復興林業作業システム導入支援事業（継続事業）

東日本大震災での放射性物質の影響を軽減させる作業システムの構築に必要な高性能林業機械等のリース料の1/2を助成する。

#### **4 木材加工設備等リース導入支援**

品質・性能の確かな木材製品を安定供給するための木材加工設備等のリースによる導入を支援する。

#### **5 木材加工設備導入等利子助成支援事業**

木材製品の高付加価値化・低コスト化、経営の多角化、地域材の安定的・効率的な供給体制構築等を図るための設備の導入とそれに伴う施設・設備の廃棄、山林取得及び在庫増加等のために必要な資金を借り入れる場合の利子を助成する。

### **IV その他事業**

#### **1 調査情報事業**

木材業振興等に必要な調査を実施する。

#### **2 出版事業・その他**

- (1) 必要な資料、パンフレット等の出版販売を行う。
- (2) 全国木材産業振興大会(平成30年10月18日:広島市)を全木連と共に催実施する。
- (3) 全木連等関係団体と一体となって「林材業ゼロ災」の実現に向けての取り組みを推進する。